

IV 生徒支援

1 6 生徒指導

(生徒指導の基本方針)

本校生徒には、誠実・自主・自立の校訓のもと、基本的な生活習慣を確立させ、学習意欲や進路意識、社会的規範意識の高揚を図り、自己の存在感や有用感とともに、自らの行動に責任を持たせ、主体的に判断し行動できる態度の育成を図るものとする。

(生活心得)

(1) 基本的な生活態度

- ① 自分の言葉・行動には責任をもつ。
- ② 他人に迷惑や嫌な感じを与えないよう心がける。
- ③ お互いを尊重し、乱暴な行為や不快感を与えるような言動は慎む。
- ④ いかなる事情や理由があっても、決して暴力は振るわない。
- ⑤ 校内外を問わず、先生や友人との間に、礼儀を欠かすことがないようにする。
- ⑥ 言葉は時と場合に応じて、正しく使い分けられるよう心がける。
- ⑦ 集団の中でも自分の考えをもち、主体性をもって行動する。
- ⑧ 男女交際は、お互いの立場を理解し、高校生としてふさわしい交際を考える。
- ⑨ プレゼント交換は、常識を超えない。
- ⑩ 情報モラルを厳守し、自分や他人の個人情報や安易に掲載しないことはもちろん、他人への誹謗中傷や不適切なサイトへのアクセスはしない。
- ⑪ 交通ルールは法律を遵守し、安全に気をつける。

(2) 校内生活

- ① 欠席・遅刻等の場合は、保護者から学校へネット（8:00までに送信）または電話（7:40～8:00）で連絡すること。遅刻して登校した際は、教頭に届け出をし、確認を受けてから教室に入室する。
- ② 登校後は放課まで校外に出てはならない。校外に出る必要がある場合は、担任の許可を得ること。早退も同様であるが、帰宅したら学校へ到着連絡をすること。
- ③ ケガや事故にあったり、忘れ物をしたりして通常的身なりでないときは、異装届を出すこと。
- ④ スリッパで屋外に出る場合は非常通報のあった場合を除き、舗装地面に限る。
- ⑤ 校内でポスターなどを掲示したり、印刷物を配布したり、集会を開いたりする時には、生徒支援部に届け出をすること。
- ⑥ 学校の施設や設備は大切に取り扱い、万一破損させた場合は、すぐに担当教員に届け出て、所定の手続きをとること。
- ⑦ 移動の際には5分前行動を心がけ、速やかに移動を終了する。
- ⑧ 授業はチャイムまでに着席し、チャイムと同時に授業が開始できるように準備する。
- ⑨ 予習復習に努め、授業規律を守り、毎日の授業に精一杯取り組む。
- ⑩ 職員室や各準備室への出入りは、社会的マナーや作法、言葉遣いを心がける。
- ⑪ スマートフォン等は朝読書から帰りのSHRまで使用を禁止する。なお、歩きながら使用することはいかなる場合も禁止する。ただし、授業等で認められた場合は除く。
- ⑫ 最終下校時刻は18時30分とする。
- ⑬ 校内における選挙運動は禁止する。ただし、校外での活動は18歳以上であれば可能である。

連絡・届	方法	留意事項
①欠席遅刻連絡	保護者→学校	保護者のネットまたは電話連絡（教員の当番が電話を受ける）。
②遅刻届	本人→担任	登校時に遅刻届を記入し、教頭の確認を受け、入室する。
③早退・外出	本人→担任→保護者→担任	早退・外出届により、担任の許可を得る。家に着いたら、学校に連絡する
④異装	保護者→担任→生徒支援部	ケガ・事故・忘れ物等で異装(履物を含む)の必要がある場合。
⑤破損	本人→担任→部顧問→生徒支援部→事務部	器物を破損した場合、直ちに届け出る。自己弁済もある。
⑥掲示配布集会	本人→生徒支援部	ポスター等の掲示や印刷物の配布、校内で集会をする場合。
⑦紛失・拾得	本人→担任・生徒支援部	直ちに届け出る。

(3) 校外生活

- ① 事件・事故あるいは不審者に遭遇した時は、身の安全を確保の上、迷わず緊急通報（110番・119番）をし、自己または保護者を通して学校へ届け出ること。
- ② アルバイトを行う場合は、所定の手続きをとり許可を得ること。アルバイトは、土・日・祝日等の休業日および長期休暇中とする。ただし、1年次生は夏季休業前までは原則認めない。
- ③ 入学試験や旅行等で公共交通機関を長距離利用する場合は、学割申請をすることができる。
- ④ 在学中の免許取得は、「四ない運動」の観点から認められない。また、原付きバイクの利用も原則として認められない。ただし、公共交通機関のない特定地域で、通学に著しく困難が生じる場合は、特別に許可することがある。
- ⑤ 自転車通学を希望する者は生徒支援部に申請し、許可を得た後に学校の鑑札シールを自転車に貼ること。自転車を替えたときは再交付を受けること。

種類	方法	留意事項
①アルバイト	保護者・本人→担任→生徒支援部	保護者の責任において届け出る。
②学割申請	保護者・本人→担任→生徒支援部→事務部	保護者の責任において届け出る。
③原付バイク	保護者→担任→生徒支援部	公共交通機関のない特定地域で許可する場合がある。

(服装・身だしなみ)

(1) 共通制服（①②③はAタイプ、Bタイプで仕立てが異なる）

- ① 上着は、グレーの指定のブレザー
- ② 冬のシャツは、チェックの指定の標準型Yシャツ
- ③ 夏のシャツまたはポロシャツは、胸にマークのある指定のもの
- ④ ベストは、白色で衿にラインの入った指定のもの
- ⑤ セーターは、紺色で胸にマークのある指定のもの
- ⑥ 冬季は、華美でないコートの着用を可とする

(2) 制服Aタイプ

- ① スラックスは、チェック・ダークグレーの指定のもの
- ② ネクタイは、エンジのストライプの指定のもの

(3) 制服Bタイプ

- ① スカートは、チェック・ダークグレーの指定のもの
- ② スラックスは、チェック・ダークグレーの指定のもの
- ③ リボンは、エンジのストライプの指定のもの

(4) 身だしなみ

進学・就職における面接試験に対応できる身だしなみを基本とする。規定に反する場合は、指導を受け改善する。

- ① 常に所定の制服を着用し、いかなる加工も加えてはならない。
- ② 頭髪は、色、形状ともに生来的なものとし、特別な事由のある場合を除いては、いかなる変更加工も加えてはならない。

(規定の改正又は廃止の手続き)

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要になったときは、保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。